

# 平成 25 年度松崎町障害者就労施設等からの物品等の調達方針

## 1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、松崎町が障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るため、この方針を定める。

## 2 用語の定義

この調達方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

## 3 適用の範囲

この調達方針は、松崎町に属する全ての組織に対し適用するものとする。

## 4 障害者就労施設等の範囲

「障害者就労施設等」とは、次の施設等をいう。

- (1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく事業所・施設等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

- (2) 障害者を多数雇用している企業等

ア 障害者雇用促進法の特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所

※①障害者の雇用数が 5 人以上

②障害者の割合が 20 パーセント以上

③雇用障害者に占める重度障害者の割合が 30 パーセント以上

- (3) 在宅就業障害者等

ア 在宅就業障害者（在宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者）

イ 在宅就業支援団体（在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体）

## 5 推進体制

この調達方針の担当部局は、松崎町健康福祉課（以下「事務局」という。）とする。

## 6 調達の目標

平成 25 年度において、前年度実績を目標として設定し、それを上回るよう努める。

## 7 調達実績の公表、報告

- (1) 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、町ホームページ等により、速やかに公表する。
- (2) 調達実績については概要を取りまとめ、町ホームページ等により、速やかに公表する。

## 8 情報の提供

事務局においては、障害者就労施設等が供給可能な物品等について、施設等からの情報をもとに課局等に情報提供する。

## 9 方針の見直し

この方針は、経済や雇用の情勢を考慮し、毎年度見直しを行うものとする。